

異議申立書

岩手県達増拓也知事様

異議申立趣旨

行政不服審査法第 6 条に基づき、岩手県の情報開示決定の処分に対し異議申立を行い、併せて、同法第 18 条に基づき、岩手県の情報開示請求に対しての「不作為」に対して、異議申し立てを行う。

本件異議申立に伴い、岩手県は情報公開条例第 18 条に基き、岩手県情報公開審査会に諮問することを求める。

異議申し立てに係わる処分と不作為

- ① 処分：申立人 A（* 1）は 2013 年 1 月 31 日付で岩手県に情報開示請求を行った（甲第 1 号証）。これに対し、岩手県は「行政文書部分開示決定通知書」（甲第 2 号証）を示し、開示したが、広域処理必要量「一覧表」は、データの要所が墨で塗られていた。（甲第 3 号証）これは違法処分である。
- ② 不作為：申立人 A は 2013 年 1 月 31 日付で岩手県に情報開示請求を行った（甲第 1 号証）。ここでは、「ガレキ広域処理に関して、県が事務委託を受けている市町村について、がれき推定量を計測した応用地質（株）との契約内容と調査結果に係わる一切の文書」と請求が行われた。これに対し、岩手県は「行政文書部分開示決定通知書」（甲第 2 号証）を示し、開示したが、その開示決定文書の中には「応用地質（株）」からの報告データは開示されていず、開示するとも開示しないとも明示せず、実質開示しない不作為があった。
- ③ 処分：申立人 B（* 1）は、2013 年 3 月 18 日付で、岩手県が環境省に報告した岩手県の広域処理必要量の基データの開示を求めた。この基データは、「応用地質（株）」からの報告データとなる。従ってこれは、申立人 A が 2013 年 3 月 31 日に申請していたものであるが、申立人 B に対して、15 日の開示期間の 4 月 1 日を過ぎ、申立人 B に 30 日の延長通知が来た。（甲第 4 号証）
すでに申立人 A が 1 月 31 日に申し立てているものを、すでに 45 日以上経過し、どのような理由からも延長する理由は見つからない。

処分及び不作為があったことを知った年月日

申立人Aに関連

- ① 処分：2013年3月19日
- ② 不作為
 - i 2013年2月15日
 - ii 2013年3月19日

申立人Bに関連

- ① 処分：201年4月2日

請求の理由

① 処分と不作為

- 1) 岩手県情報公開条例第7条によれば、請求があった時には開示請求者に「次の各号に掲げる情報いずれかが記録されている部分を除き」開示しなければならないとある。本件、処分と不作為に係わる請求は、この各号に当たらない。
- 2) 同条例第12条までは開示請求があった日から起算して15日以内に開示しなければならないとあり、実施機関が事務処理上の困難などの正等な理由があるときには、期間を30日間延長することができるがあるが、すでに処分と不作為に係わる請求は1月31日に行われ、両件とも15+30、すなわち45日間を過ぎている。また、延長の際にはその旨請求人に通知することが必要だが、それもない。
- 3) 本件処分に係わる「広域化処理量」の一覧表のデータは、岩手県ががれきの広域化を他自治体に依頼するにあたり、その必要性を明らかにする大切なデータであり、本来隠す必要はない。それどころか、受け入れ自治体に明らかにすることは、説明責任上も必要とされていた。
- 4) また、不作為に係わる「応用地質の測定データ」は岩手県が応用地質との間で結んだ業務通達契約書でも記載されている「がれき量」と「広域必要量」などの測定データであり、がれきの広域化にあたっての基礎データである。このデータを隠すことは岩手県のがれきについての発表一切が信用出来なくなる為大変な問題である。
- 5) 処分庁の教示の有無 無し

甲第 1 号証 行政文書開示請求書

(https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtbTFGZy0xNzNTZlE/edit?usp=drive_web)

甲第 2 号証 行政文書部分開示決定通知書

(https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtd1lsa09TUzhlbjQ/edit?usp=drive_web)

甲第 3 号証 開示された岩手県広域化必要量一覧表

(<http://savechildosaka.web.fc2.com/i/130401.1.pdf>)

甲第 4 号証 開示決定等延長通知書

(https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtcUNOWFdTMjFYbVU/edit?usp=drive_web)